■第5次大阪府障がい者計画策定検討部会委員意見の「地域を育む」施策と各生活場面での整理

参考資料1-1

		Ⅰ　地域やまちで暮らす	Ⅵ　人間（ひと）としての尊厳を持って生きる	Ⅱ　学ぶ	Ⅲ　働く	Ⅳ　心や体、命を大切にする	Ⅴ　楽しむ
①『地域を育む施策』における各主体の共通認識	(1)障がい者虐待の防止や差別の禁止 「命と尊厳を守る」地域づくり ■社会から孤立した障がい者を抱える家族、保護者へのフォローと支援をすべき。 ■地域で孤立する当事者や家族に適切に支援を行き届かせるべき。 ■地域における障がい者の居場所、セーフティネットを確保するべき。 ■福祉と住宅部局との連携による入居差別や施設コンフリクト対策をすべき。 ■障がいへの偏見、差別を解消していくための議論、取り組みを進めていくべき。 ■入所施設と地域との融合等を通じて、障がい理解の促進、差別の解消を図るべき。 ■通学、就労などにおける障がい者差別を無くす取り組みを進めるべき。 ■障がい者が大規模災害等で命を落とさない取り組みを進めるべき。 ■旧優生保護法に係る救済対応を府として積極的に進めるべき。	●施設コンフリクトや入居拒否をさせない取り組み、救済手法の周知が必要。 ●8050問題のような潜在的な支援を必要とする対象者を把握し、支援を行き届かせることが必要。 ●入所施設と地域との交流・循環等による地域移行の推進と入所施設の機能確保が必要。	●虐待防止に向けたケース検討を行う仕組みづくりが必要。 ●事業所等における障がい者への合理的配慮の促進に向けた取組みが必要。 ●市民後見人の確保、育成と積極的に活用する取組みが必要。 ●親を支える障がい児者への支援が必要。 ●障がい者に関する正しい報道の確保が必要。 ●避難所のバリアフリー化や情報保障など障がい特性を勘案した配慮が必要。			●災害対応には、新型インフルエンザ等、パンデミックへの対応も視野に入れるべき。 ●医療機関が障がい者の意思を確認し、当事者が適切な医療処置等を受けることができるよう、意思決定支援の検討が必要。 ●1人でも多くの方が少しでも助かるように、旧優生保護法に係る救済法に基づく再調査をする必要がある。 ●新型出生前診断の課題も含め、命と権利に関する記載が必要。	
	(2)関係機関による強固なネットワークの構築 「支援体制と課題解決力」の強化 ■子どもから大人まで切れ目のない支援を確保すべき。 ■引きこもり、貧困、孤立などで困っている人を把握し手を差し伸べていくべき。 ■部局を超えた連携により、潜在的な困窮者を把握し、連携して取り組んでいくべき。 ■重度化・高齢化に対応した支援体制を確保するべき。 ■地域における他のマイノリティが抱える課題と一緒に、障がい福祉分野の課題を捉え、独自ニーズを見落とさずに取り組みを進めるべき。	●ライフサイクルに対応した途切れのない支援を確保できる組織作りが必要。 ●入所施設と地域との交流・循環等による地域移行の推進と入所施設の機能確保が必要。 ●行政機関が連携し必要な福祉サービスを適切に受けることができる環境整備が必要。 ●計画期間中に開催が予定されている大阪万博を意識し、東京オリ・パラと同じように、産学官連携で地域を育む取組みを進め大阪モデルを確立できると良い。	●避難所のバリアフリー化や情報保障など障がい特性を勘案した配慮が必要。 ●避難行動要支援者名簿の充実や個別支援計画の策定など、福祉と防災が連携した地域でのネットワーク作りが必要。	●地域での課題と学校での課題とを共有して個人支援をするために相談支援と学校との連携が必要。 ●教育の各段階を通じて当事者を支援し、卒業後の社会参加まで一貫して個人支援をつないでいくために、教育と福祉の連携体制を作ることが必要。	●就労系のサービスと障がい福祉サービスとの狭間の部分を補完する支援が必要。 ●就労定着支援の検証を行い、関係機関が有機的に連携し、障がい者の職場定着や社会復帰を促進していくことが必要。 ●雇用、定着を見据えたトライアル雇用の活用、個人に着目した就労支援、定着支援に向けた関係機関での検討が必要。		
	(4)障がい理解の促進と合理的配慮の追求 「支えあう力」の強化 ■合理的配慮の更なる理解促進・浸透に向けた検討をすべき。 ■障がい理解の促進に向けた啓発、情報発信をどうしていくのか考えるべき。 ■入所施設と地域との融合等を通じて、障がい理解の促進、差別の解消を図るべき。 ■個の尊厳が浸透した社会で、障がい者が特別視されない環境づくりを進めるべき。 ■地域での障がい理解を進め、災害時の支援体制構築に努めるべき。	●入所施設と地域との交流・循環等による地域移行の推進と入所施設の機能確保が必要。	●民間企業における障がい理解の促進が必要。 ●福祉サービス従事者の障がい特性の理解の促進が必要。 ●幼少期からのインクルーシブ教育による障がい理解の促進が必要。 ●避難所のバリアフリー化や情報保障など障がい特性を勘案した配慮が必要。	●インクルーシブ教育を「排除しない教育」と捉え、障がい者だけではなく、外国人など地域の多様な主体が抱える課題として考えていくことが必要。 ●心のバリアフリーに向け、個性や違いを認める教育が必要。 ●インクルーシブ教育を推進するために、まずは学校現場の障がい理解を促進させ、合理的配慮ができる環境を整えることが必要。 ●スクールロイヤーなどの制度を活用することによる当事者の救済、学校内の障がい理解促進が必要。	●少しでも多くの会社に障がい者のことを知ってもらい、障がい者雇用、合理的配慮についての意識を変えていくことが必要。 ●難病患者は障害者総合支援法で障がい者と位置付けられており、採用等においても障がい者と同じ扱いが必要。 ●働くことは義務ではなく権利。障がい者が働くことを通じて自己成長や豊かさを感じることができる場の確保が必要。	●医療機関における障がい理解の促進、差別解消に向け、行政機関からの情報発信による啓発や研修も必要。 ●障がい者と接する機会を通じて障がい特性を知ってもらうことが大事。そのような取組みを広げていく必要がある。	
②『地域を育む施策』を実現するための環境づくり、補強ツール	(3)人材の確保と育成 「担い手」の強化 ■障がい福祉分野の担い手確保に向けた府独自の助成制度を創設すべき。 ■サビ管等の有資格者等だけではなく、幅広く障がい福祉分野に携わる人材を確保するべき。 ■当事者が障がい福祉サービスの担い手となれるような工夫をすべき。	●人材確保に向けた事業所等の負担軽減措置を行う必要がある。 ●障がい福祉サービス従事者の処遇改善をするべき。 ●障がい、介護従事者の資質向上に向けた取組みを行う必要がある。		●保育、療育、教育の分野に従事する教師等の資質向上に向け、保育士や教師になる過程で障がい児教育等を学習する機会を確保することが必要。			
	(5)ユニバーサルデザインの推進 「だれもが暮らしやすい」地域づくり ■大阪万博のテーマとも共通したユニバーサルデザインの推進を盛り込むべき。 ■ハード、ソフト両面でのバリアフリー化等に取り組むべき。 ■AIやロボット等の科学技術を障がい福祉サービスに積極的に活用する視点を盛り込むべき。 ■全ての障がい者を対象としたユニバーサルデザインの推進に取組むべき。 ■言語としての手話の普及に先進的に取り組む大阪府が全国のモデルとなって推進するべき。	●公共交通機関ターミナルなどの安全確保に向けた整備、取組みが必要。 ●道路や公園、宿泊施設等におけるバリアフリー化、障がい者が利用しやすい設備の確保が必要。	●手話を習得する機会の確保が必要。 ●全ての障がい者が公共施設等を円滑に利用できるように、設備や表示のユニバーサルデザインの促進が必要。 ●読書バリアフリー法への対応が必要。	●平等な学習機会を保障するための通学支援や助成制度が必要。 ●Eラーニング等における障がい特性に応じた配慮、情報保障が必要。			●障がい者が映画やテレビを鑑賞する際に必要な最低限の情報保障が必要。 ●全ての障がい者が同じように余暇活動を楽しめる環境整備、まちづくりが必要。 ●障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館等の施設のバリアフリー化が必要。
	(6)大阪府全体の底上げ ■関係機関ネットワークの地域差を是正し、成功例の情報発信、共有に取組むべき。 ■市町村における社会資源の整備促進、格差是正を計画的に進めるべき。 ■行政庁内、自治体及び関係機関等との連携体制の構築を進めるべき。 ■地域の状況を迅速に把握し障がい福祉計画のPDCAサイクルを運用していくべき。 ■8050問題等の複合課題への支援へ向け地域生活支援拠点整備を強力に進めるべき。 ■障がい者雇用の促進に向け、支援学校や企業、事業所とが連携した取り組みをするべき。 ■重身児者への在宅支援等、新たなニーズに対応したサービスの充実、確保に努めるべき。 ■福祉と防災の連携による平常時からの災害対策を検討するべき。 ■地域生活を支える在宅支援の確保に努めるべき。 ■緊急対応時の事業所支援等を検討するべき。	●入所施設から地域生活へ移行したケースの共有が必要。 ●相談支援事業所の確保、支援と相談支援専門員の質、量の確保、向上に向けた専門研修等が必要。 ●行政機関が連携し必要な福祉サービスを適切に受けることができる環境整備が必要。		●平成26年度に作成し、改定しながら運用されている発達障がい児者支援プランを、障がい者計画にしっかりと位置付けて推進していくことが必要。 ●卒業後の学びの場の確保、充実が必要。 ●言語としての手話の習得機会の確保が必要。	●通勤等における移動支援の地域格差を無くし、全ての生活場面においてくまなく保証される検討が必要。 ●就労系のサービスと障がい福祉サービスとの狭間の部分を補完する支援が必要。	●平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度に係る検証を行い、対象拡大などについての検討が必要。	●余暇活動における選択の機会の創出、活動内容の充実に向け、移動支援の確保が必要。 ●障がい者がどのような余暇活動をするのかを選択できるように、様々な経験ができる環境を保障する地域設計が必要。 ●関係機関が連携し、アメニティとバリアフリーの情報をリンクさせて情報発信していくことが必要。
共通・未分類	＜その他＞ 上記に分類されない、又は共通する意見	◎障害者権利条約の理念が反映された計画であることを明記する必要がある。 ◎大阪万博開催に向けた機運に乗じて、IT、ICT、AI等の科学技術を活用した各生活場面のあり方を考え、積極的に情報発信していくことが必要。 ◎児発センター、放デイの基本的な機能である「発達支援」、「親支援」、「地域支援」の視点を全ての生活場面に盛り込むことが必要。 ◎当事者目線での家族支援（家族形成、保育、介護支援）の視点や、家族を広く捉えた視点が必要。 ◎多様性を認めていくうえで、余った暇や仕事の合間という意味合いの強い「余暇」という言葉の表現を「生きがいの時間」などとしてはどうか。 ◎各生活場面について、未成年者の視点での課題整理、取組みを盛り込む必要がある。					